

【公開版】

仙台市高速鉄道東西線建設事業に係る
事後調査報告書
(第8回)

平成26年4月～平成27年3月調査結果

平成27年12月

仙 台 市

目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び住所	1
第 2 章 法対象事業の名称、目的及び内容	1
第 1 節 事業の名称	1
第 2 節 事業の目的及び内容	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	2
第 3 章 法対象事業が実施される区域及び評価書に記載された関係地域の範囲	9
第 4 章 法対象事業の実施状況及び環境の保全及び創造のための措置の実施状況	10
第 1 節 法対象事業の実施状況	10
第 2 節 環境保全措置の実施状況	10
1 各項目に関する環境保全措置の実施状況	10
1.1 粉じん等	10
1.2 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	11
1.3 騒音	11
1.4 振動	11
1.5 水の濁り	11
1.6 地下水・地盤沈下	11
1.7 地形及び地質	12
1.8 動物・生態系	12
1.9 植物	13
1.10 樹木・樹林	14
1.11 景観	14
1.12 人と自然との触れ合い活動の場	14
1.13 廃棄物等	15
2 新たに実施した環境保全措置	15
第 5 章 事後調査の項目	26
第 1 節 事後調査全体計画とこれまでの実施状況	26
第 2 節 事後調査を実施した項目	29

第6章 事後調査の手法及び結果	33
第1節 地下水	33
1 調査項目	33
2 調査実施時期・回数	33
3 調査実施地域・地点	33
4 調査方法	33
5 調査結果	38
5.1 六丁の目	38
5.2 一番町	48
第2節 動物・生態系	63
1 調査項目	63
1.1 鳥類（猛禽類）行動圏調査	63
1.2 鳥類（猛禽類）営巣確認調査	63
2 調査対象種	64
3 調査実施時期・回数	66
4 調査実施地域・地点	68
5 調査方法	70
5.1 鳥類（猛禽類）行動圏調査	70
5.2 鳥類（猛禽類）営巣確認調査	70
6 調査結果	72
6.1 鳥類（猛禽類）行動圏調査	72
6.2 鳥類（猛禽類）営巣確認調査	97
第3節 植物	106
1 調査項目	106
1.1 巡回調査	106
1.2 移植植物モニタリング調査	107
2 調査実施時期・回数	108
2.1 巡回調査	108
2.2 移植植物モニタリング調査	108
3 調査実施時の工事の進捗状況	110
4 調査実施地域・地点	111
4.1 巡回調査	111
4.2 移植植物モニタリング調査	112

5 調査方法	120
5.1 巡回調査	120
5.2 移植植物モニタリング調査	120
6 調査結果	120
6.1 巡回調査	120
6.2 移植植物モニタリング調査	172
 第7章 環境保全措置	 175
第1節 予測結果の検証	175
1 地下水	175
1.1 予測結果	175
1.2 予測結果の検証	175
2 動物・生態系	177
2.1 予測結果	177
2.2 予測結果の検証	177
3 植物	179
3.1 予測結果	179
3.2 予測結果の検証	179
第2節 今後講ずる環境保全措置	183
1 地下水	183
2 動物・生態系	183
3 植物	184
 第8章 事後調査の委託先	 186
第9章 問い合わせ先	187

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び住所

名称：仙台市

氏名：仙台市長 奥山 恵美子

住所：宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

第2章 法対象事業の名称、目的及び内容

第1節 事業の名称

都市計画対象鉄道建設等事業（以下「事業」）の名称：

仙塩広域都市計画都市高速鉄道第4号 仙台市高速鉄道東西線

第2節 事業の目的及び内容

1 事業の目的

仙台市は、商業業務機能をはじめ、様々な都市機能の集積とともに、人々の日常的な交流の広域化が進み、仙台都市圏のみならず東北地方の中核都市として発展を続けてい る。さらに、住宅地開発などによる急激な市街地の外延的拡大や、東部の流通業務地域整備による就業地の分散化・多核化が進み、郊外部と都心を結ぶ交通需要が大きく増加している。

このため仙台市では、地下鉄南北線を整備し、鉄道利用圏域の拡大を図ってきたが、南西部や南東部を中心に鉄道利用の空白域が残り、こうした地域では依然として自動車利用の割合が大きく、幹線道路での慢性的な交通渋滞が生じている。また、自動車からの排出ガスによる大気汚染や騒音といった環境問題等様々な都市問題も深刻化していることから、自動車交通に過度に依存しない総合的な交通体系の構築を目指しているところである。

こうしたことから、平成10年3月に仙台市の基本計画において「軌道系交通機関を基軸とした集約型の都市構造への転換」という新しいまちづくりの方針を決定し、総合的な交通政策を進めている。

東西線は、地下鉄南北線と一体となった骨格交通軸を形成し、仙台市域内の不均衡な交通環境を改善するとともに、新たな都市構造を創出し、21世紀の仙台の均衡ある発展を支えるために必要不可欠な路線であることから、都市交通にかかわる主要な施設として、八木山動物公園から仙台駅を経由して荒井に至る延長約14kmの路線及び車庫について、事業を実施するものである。

2 事業の内容

事業計画の概要は表 2-2. 1 に示すとおりである。

計画路線のルート及び縦断図は図 2-2. 1 に、各種構造形式区分平面図は図 2-2. 2 に示すとおりである。

工事の進捗状況は図 2-2. 3 に示すとおりである。

表 2-2. 1 事業計画の概要

事業の種類	普通鉄道に係る建設事業
事業が実施されるべき区域の位置	起点：仙台市太白区八木山本町一丁目地内 終点：仙台市若林区荒井地内
事業の規模	建設延長：約14km
事業に係る単線、複線等の別及び動力	単線、複線の別：複線 動力：電気（1500V） 〔鉄車輪支持式リニアモーター鉄道〕
事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	最高速度：70km/h
事業の工事計画の概要	地下構造が主体（山岳工法、シールド工法、開削工法等予定） 橋梁 2 橋、車両基地、駅 13 カ所
事業に係る鉄道において運行される列車の本数	開業時：4両編成 168 本/日 最大時：5両編成 168 本/日 (運行時間帯は概ね5 時30 分～24 時)
事業に係る盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	地下式：山岳、シールド、開削トンネル 橋・高架：竜の口橋梁、広瀬川橋梁、西公園高架橋 その他：U型擁壁
事業に係る車庫及び車両検査修繕施設の区域の面積	荒井車両基地：約6ha

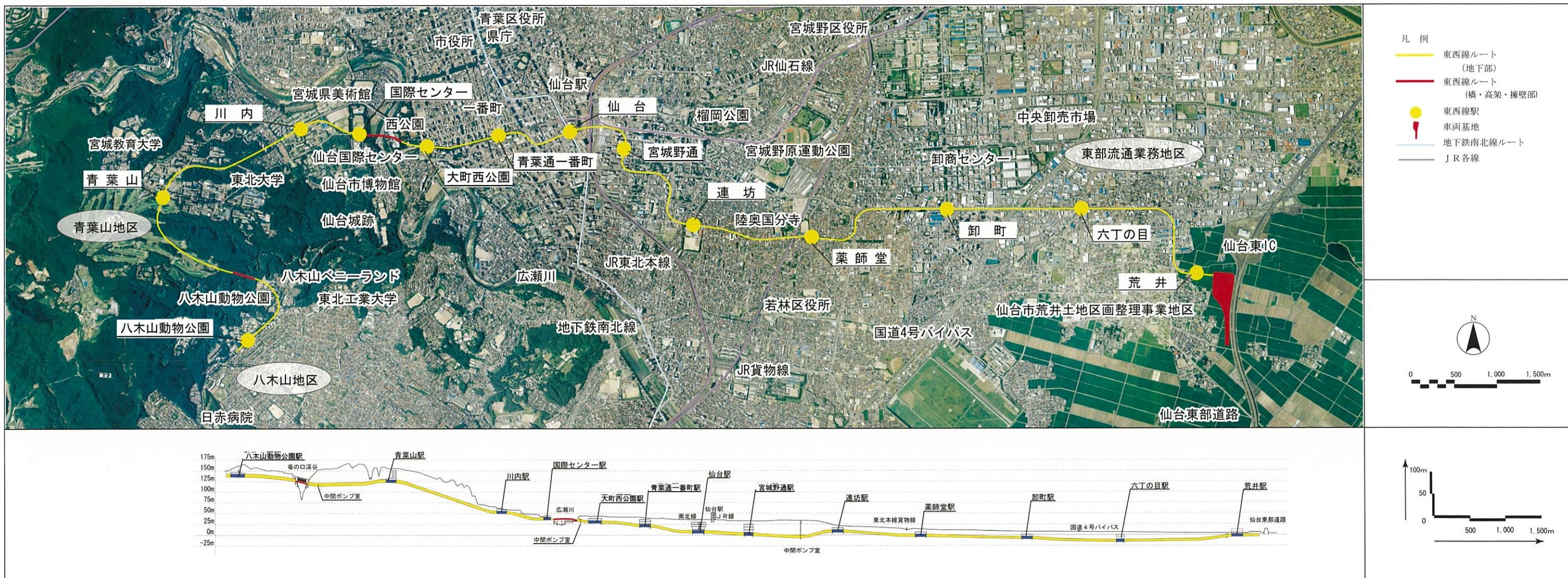


図 2-2.1 計画路線のルート及び縦断図

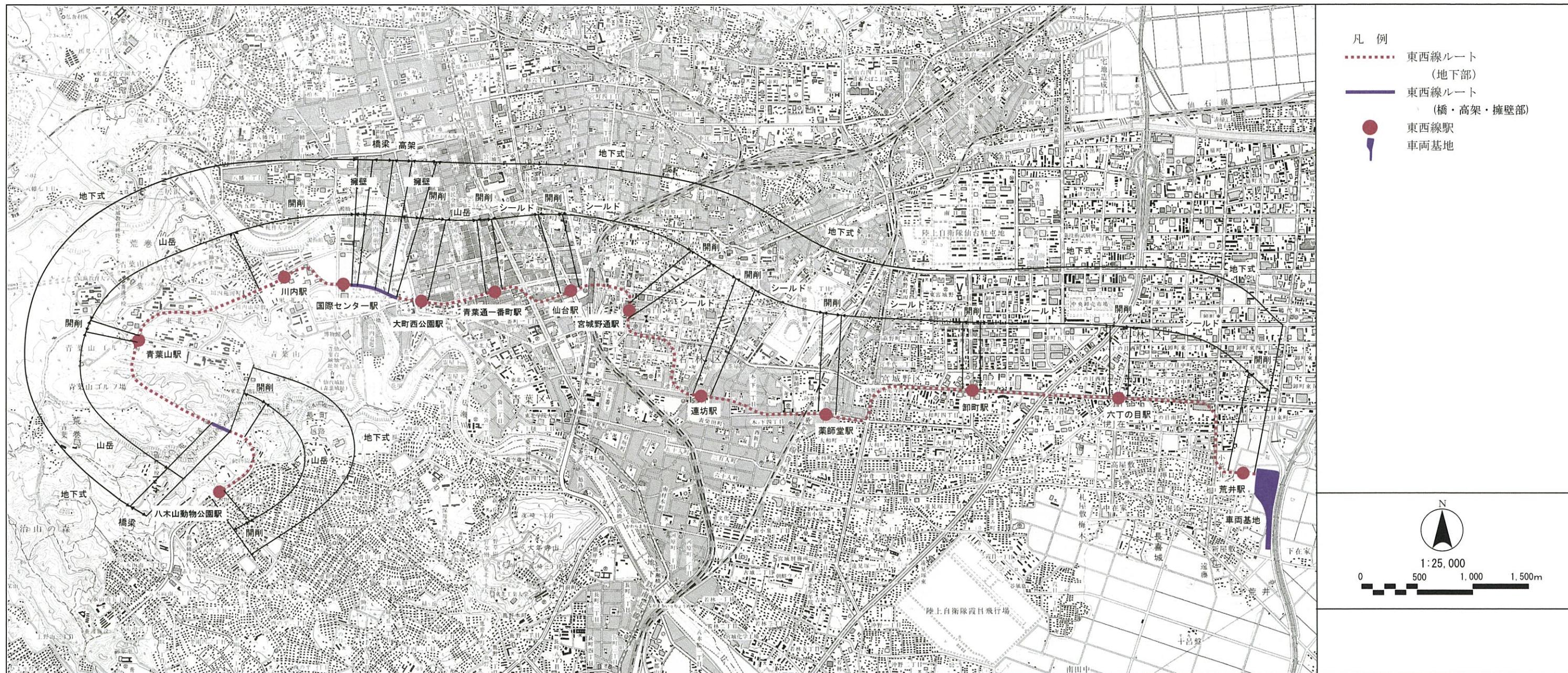


図 2-2.2 各種構造形式区分平面図

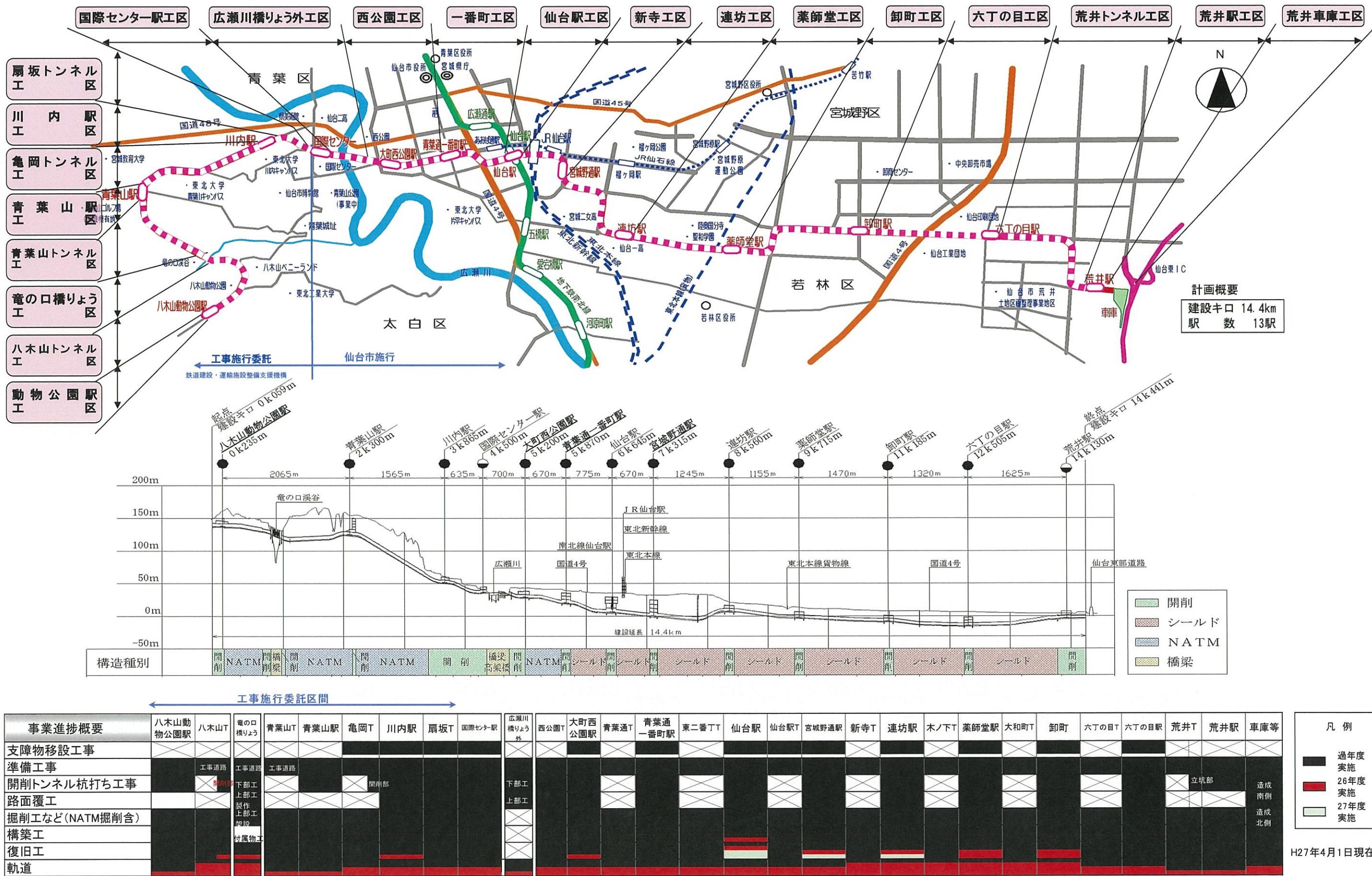


図 2-2.3 仙台市地下鉄東西線土木工事進捗図 (H26年度・H27年度)

第3章 法対象事業が実施される区域及び評価書に記載された関係地域の範囲

事業が実施される区域は表3-1のとおりである。また、関係地域の範囲は表3-2のとおりである。

始 点：仙台市太白区八木山本町一丁目地内

終 点：仙台市若林区荒井地内

表3-1 事業が実施される区域

青葉区	川内亀岡町，川内山屋敷，川内，青葉山，川内中ノ瀬町，桜ヶ岡公園，大手町，大町一丁目，大町二丁目，片平一丁目，一番町二丁目，一番町三丁目，中央一丁目，中央三丁目，荒巻字青葉
宮城野区	榴岡一丁目，宮千代二丁目，宮千代三丁目
若林区	新寺一丁目，新寺二丁目，新寺三丁目，連坊一丁目，連坊二丁目，連坊小路，木ノ下一丁目，木ノ下二丁目，木ノ下三丁目，木ノ下四丁目，木ノ下五丁目，白萩町，大和町一丁目，大和町四丁目，大和町五丁目，志波町，六丁の目西町，六丁の目元町，六丁の目南町，六丁の目東町，六丁目字（左近堀，柳堀，柳堀南，小荒井東），荒井字（揚場，沓形，東，南原田，矢取東）
太白区	八木山本町一丁目，長町字越路

表3-2 関係地域の範囲

	表3-1の区域
青葉区	靈屋下，川内追廻，川内三十人町，川内元支倉，川内濱橋通，川内大工町，川内川前町，川内大橋通，立町，国分町一丁目，国分町二丁目，一番町一丁目，一番町四丁目，本町一丁目，本町二丁目，花京院一丁目，花壇，片平二丁目，米ヶ袋一丁目，北目町，五橋一丁目，中央二丁目，中央四丁目，荒巻字三居沢，川内明神丁
宮城野区	車町，元寺小路，名掛丁，鉄砲町 _① ，東六番丁，東七番丁，東八番丁，東九番丁，東十番丁 _② ，榴ヶ岡，二十人町，榴岡二丁目，榴岡三丁目，榴岡四丁目，榴岡五丁目，宮城野一丁目，宮城野二丁目，宮城野三丁目，西宮城野，萩野町一丁目，萩野町二丁目，萩野町三丁目，宮千代一丁目
若林区	五橋三丁目，東七番丁，東八番丁，東九番丁，元茶畑，裏柴田町，表柴田町，荒町，二軒茶屋，西新丁，南鍛冶町，成田町，控木通，東新丁，三百人町，保春院前丁，一本杉町，大和町二丁目，大和町三丁目，中倉一丁目，中倉二丁目，中倉三丁目，卸町一丁目，卸町二丁目，卸町五丁目，卸町東三丁目，卸町東四丁目，卸町東五丁目，蒲町，六丁の目北町，伊在宇（土府，西田，白山前，東田，東通，前通，南通，南土府，屋敷），蒲町字東，新寺四丁目，新寺五丁目，六丁の目中町，六丁目字（柳堀東，小荒井裏），荒井字（押口，大場伝，高屋敷，堀添，畑中，初田，矢取，川田，御散田，揚戸，福在家，舞台，小荒井東）
太白区	八木山本町二丁目，八木山南一丁目，八木山南二丁目，八木山南三丁目，八木山南四丁目，八木山南五丁目，八木山南六丁目，鈎取三丁目，金剛沢二丁目，金剛沢三丁目，八木山東一丁目，八木山東二丁目，桜木町，松が丘，若葉町，恵和町，青山一丁目，青山二丁目，八木山松波町，八木山香澄町，八木山弥生町，向山一丁目，富沢字金剛沢

下線①は分割され、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東、小田原山本丁、小田原弓ノ町に包含される。

下線②は、名掛丁、二十人町、榴ヶ岡に編入される。（いずれも平成27年9月19日より）

第4章 法対象事業の実施状況及び環境の保全及び創造のための措置の実施状況

第1節 法対象事業の実施状況

現在までの事業の実施状況は、次のとおりである。

- ・平成 12 年 11 月 環境影響評価方法書公告
- ・平成 15 年 9 月 鉄道事業法に基づく鉄道事業許可
- ・平成 16 年 7 月 環境影響評価準備書公告
- ・平成 17 年 8 月 環境影響評価書公告
 - " 都市計画決定の告示
 - " 鉄道事業法に基づく工事施行認可
- ・平成 18 年 3 月 環境影響評価事後調査計画書公告
- ・平成 19 年 2 月 本体工事着工（六丁の目工区）
- ・平成 19 年 6 月 環境影響評価事後調査報告書（第一回）公告
- ・平成 21 年 1 月 " (第二回) 公告
- ・平成 22 年 11 月 " (第三回) 公告
- ・平成 24 年 1 月 " (第四回) 公告
- ・平成 25 年 1 月 " (第五回) 公告
- ・平成 26 年 1 月 " (第六回) 公告
- ・平成 27 年 2 月 " (第七回) 公告

第2節 環境保全措置の実施状況

1 各項目に関する環境保全措置の実施状況

環境影響評価の対象とした各項目に関する環境保全措置の実施状況は次のとおりである。ここに挙げた項目のうち、事後調査の対象としたものは「仙台市高速鉄道東西線建設事業に係る事後調査計画書」（仙台市 平成 18 年 3 月 以下、「事後調査計画書」とする）に示した騒音、振動、地下水・地盤沈下、動物・生態系、植物、樹木・樹林、景観である。

1.1 粉じん等

- ・仮囲いの設置
- ・工事の規模に合わせた建設機械の設定
- ・工事の平準化
- ・建設機械使用時の配慮の徹底（アイドリングストップの励行。過負荷運転を避ける。）
- ・建設機械及び工事用車両の点検・整備による性能維持
- ・工事用車両の荷台への防塵シート敷設による飛散防止
- ・工事用車両のタイヤの洗浄
- ・工事現場の清掃や散水、工事用車両出入り口及び周辺道路の散水

1.2 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

- ・工事の規模に合わせた建設機械の設定
- ・建設機械使用時の配慮の徹底（アイドリングストップの励行。過負荷運転を避ける。）
- ・建設機械及び工事用車両の点検・整備による性能維持
- ・工事用車両及び運搬ルートの分散
- ・工事用車両の駐停車時におけるアイドリングストップの励行

1.3 騒音

- ・仮囲いの設置
- ・工事の規模に合わせた建設機械の設定
- ・建設機械使用時の配慮の徹底（アイドリングストップの励行。過負荷運転を避ける。）
- ・建設機械の点検・整備による性能維持

1.4 振動

- ・工事の規模に合わせた建設機械の設定
- ・建設機械使用時の配慮の徹底（アイドリングストップの励行。過負荷運転を避ける。）
- ・建設機械の点検・整備による性能維持

1.5 水の濁り

- ・ビニールシート等による裸地の被覆
- ・沈砂池の設置
- ・仮締切工の設置
- ・施工時期の配慮（橋脚の施工を渇水期に行うことで濁水の発生を低減する）
- ・湧水量に合わせた濁水処理装置の設置
- ・適切な排水経路の設定
- ・公共下水道への排水

1.6 地下水・地盤沈下

- ・低地部における底盤止水を実施した。地質の詳細な調査の結果、施工深度を浅くすることとした為、底盤止水工法を水ガラス系薬液による工法からセメント系固化材を用いて高圧噴射攪拌により遮水層を造成する工法へ変更した。
- ・底盤止水により、掘削底面からの湧水を防止した。

1.7 地形及び地質

- ・工事用道路及び工事施工ヤードの適切な配置
- ・重要な地形を避けた橋台・橋脚位置の選定
- ・トンネル坑口における自然崖の改変の低減

1.8 動物・生態系

- ・地上改変部の最小化
- ・仮設道路や工事施工ヤードの適切な配置
- ・建設機械や工事用車両等の使用時における配慮の徹底
- ・工事施工ヤードや仮設道路以外への進入抑制
- ・工事におけるコンディショニングの実施
- ・上記に加え、毎年の環境影響評価事後調査結果を「青葉山周辺事業に係る関係課長会議」^注で検討した上、下記のとおり追加の保全措置を実施した。調査地域及び人工巣の位置は図 6.2-1 に示すとおりである。
 - ・平成 18 年にオオタカ [] が [] で繁殖したため、人工巣を 5 箇所（人工巣 []）設置し、繁殖地の移動を図った（平成 18 年 12 月）。しかし、平成 19、20 年では [] は人工巣を使用せず、何れも [] で繁殖した。
 - ・人工巣の設置以外にも新しい営巣地への誘導を促すための措置として、[] でオオタカが営巣木として利用できる [] の分布確認と枝打ち等の周辺整備を実施した（平成 19 年 8 月～平成 21 年 1 月）。
 - ・[] は [] や [] を利用して繁殖を行う傾向があることから、オオタカに人工巣等への繁殖地の移動を促すため、影響範囲内にある [] と [] を封鎖した（平成 20 年 12 月～平成 21 年 2 月）。なお、工事終了後に封鎖を解く予定である。
 - ・人工巣 [] に倒木が倒れかかって使えなくなっていたため、その付近に新たな人工巣 [] を設置した（平成 22 年 2 月）。
 - ・平成 20 年以降、[] の繁殖地は [] へ毎年移動したが、平成 22 年に繁殖した [] ため、人工巣 [] の上流側に新たな人工巣 [] を設置した（平成 22 年 11 月）。
 - ・[] が毎年巣を替えることについて、専門委員より、巣材の増加によって人工巣に十分な育雛スペースがなくなっている可能性が指摘されたため、オオタカが繁殖した人工巣 [] の架巣木に登攀し巣の状態を確認した（平成 22 年 11 月）。
 - ・人工巣 [] の巣材に汚損があったことから、人工巣 [] の巣材を新しいものに交換

した（平成 22 年 12 月）。

- ・平成 23 年は [] が人工巣 [] で繁殖したものの巣立ちに失敗したことから、人工巣 [] に登攀し、繁殖の痕跡や他の動物が侵入した痕跡の有無を確認した（平成 23 年 8 月）。その結果、人工巣 [] に中型哺乳類が侵入したことがわかったため、人工巣 [] の架巣木とその隣接木に [] を行った（平成 23 年 12 月）。
- ・汚損があった人工巣 [] の巣材を新しいものに交換した。また、人工巣 [] に汚損等がないか樹上で確認した（平成 23 年 12 月）。
- ・平成 24 年度にオオタカ [] が繁殖した人工巣 [] に対して、汚れた巣材の撤去、食痕の除去などの巣内清掃を行った。また、その他の人工巣（[] [] ）について状況確認を行った（平成 24 年 12 月）。
- ・平成 25 年度にオオタカ [] が繁殖した人工巣 [] に対して、オオタカが積んだ巣材を取り除いて新しい巣材と交換した。また、その他の人工巣 [] 及び [] と造巣に適した [] について状況確認を行った（平成 25 年 12 月）。

注：青葉山周辺では、地下鉄東西線事業のほか、都市計画道路川内旗立線整備事業、東北大學青葉山新キャンパス整備事業などが行われていることから、「青葉山周辺において同一時期に実施される複数の事業においては、事業による環境影響の回避・低減はもとより、事業の効率化等の観点から関係する部局間の連携、調整を行う体制の構築が必要である。」との仙台市環境影響評価審査会からの意見を踏まえ、平成 17 年に発足した会議。

猛禽類保護の検討については、平成 18 年 9 月 6 日に第 1 回会議を開催し、その後毎年 2 回検討会議を開催している（平成 26 年度からは年 1 回開催）。会議の構成メンバーは次のとおりである。

事業主体等：仙台市（交通局、建設局、環境局）、東北大學、鉄道・運輸機構
専門委員：

1.9 植物

- ・竜の口橋りょう周辺に生育する植物種、植物群落について、地上の改変範囲をできるだけ小さくし、植物種等への影響を低減させるため、工事用道路配置計画案の比較検討を実施し、工事用道路のルートを決定した。
- ・平成 20 年 11 月に橋りょう左岸側の改変範囲にある重要な植物を移植した。
- ・平成 21 年 12 月に橋りょう右岸側の改変範囲にある重要な植物を移植した。
- ・橋りょう左岸側で移植を行ったアブラツツジについて、平成 22 年 6 月に土壌改良を行ったほか、平成 22 年 9 月に枯死部分を切除した。
- ・橋りょう右岸側へ移植したヤブムラサキとオトコヨウゾメについて、平成 22 年 10 月に支柱を設置した。

- ・橋りょう右岸側の移植植物のうち、ヤブムラサキ 2 株、オトコヨウゾメ 2 株について、平成 23 年 7 月に施肥を実施した。
- ・平成 26 年 6 月に橋りょう左岸側、8 月に右岸側で特定外来生物^注であるアレチウリが確認されたため、防除を実施した。

※：下線部の詳細は、15 ページ以降に示した。

注 特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号）」（通称「外来生物法」）に基づいて生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるとして指定された外来生物で、栽培することや、輸入、野外へ放つ、植える及び蒔くこと等が禁止されている。

1.10 樹木・樹林

- ・大町西公園駅及び青葉通一番町駅建設における工事計画を精査し、改変範囲を最小化すると共に、平成 20 年 3 月にイチョウ（1 本）、ケヤキ（7 本）の移植を実施した。
- ・移植したケヤキの樹木防護柵の設置範囲を拡張した（平成 22 年 7、8 月）。イチョウについては柵域を拡張する必要がないと判断したため実施しなかった。
- ・移植したケヤキ・イチョウについて、平成 23 年 1～3 月に有機質肥料を施用した。
- ・西公園工区の工事が完了したため、平成 27 年 2 月にケヤキの復植を行った。

※：下線部の詳細は、24 ページ以降に示した。

1.11 景観

- ・仙台を代表するシンボルゾーンである広瀬川に架かる橋りょうについて、「仙台市高速鉄道東西線広瀬川橋りょうデザイン選定委員会」を設置した上で、橋りょうデザインについて公募・設計競技を行い、周辺景観との調和という点において優れたデザインを選定した。なお、広瀬川橋りょうおよび西公園高架橋は、橋りょうに関する優れた業績に授与される平成 25 年度土木学会賞を受賞した。

写真 4-1 広瀬川橋りょう（仲ノ瀬橋からの眺望）



（仙台市交通局ホームページより転載）

1.12 人と自然との触れ合い活動の場

- ・工事施工ヤード外の工事用車両の進入禁止
- ・市民及び利用者への工事情報等の適切な広報
- ・仮囲いの設置
- ・工事の規模に合わせた建設機械の設定
- ・建設機械の使用時における配慮の徹底（アイドリングストップの励行。過負荷運転を避ける。）
- ・建設機械の点検・整備による性能維持
- ・迂回ルートの確保
- ・橋りょう及び高架橋等による分断の回避

1.13 廃棄物等

- ・再利用・再資源化の実施
- ・廃棄物の発生抑制及び減量化の徹底

2 新たに実施した環境保全措置

第7回の事後調査報告以後、平成26年度に植物と樹林・樹木について新たな環境保全措置を実施した。その内容は以下のとおりである。

2.1 植物

竜の口橋りょう両岸の巡回調査中に、特定外来生物のアレチウリが確認されたため、以下の方法で防除を実施した。

① 竜の口橋りょう左岸側

6月23日の調査時に、工事用道路跡地を緑化するため昨年度植栽された樹木の根元で、特定外来生物であるアレチウリ1株が確認された。植栽樹の根元に付いていた土壌に混入していた種子から発芽したものと考えられ、同様の可能性があるため他の植栽樹の根元を確認したが、このほかにアレチウリはみられなかった。確認されたアレチウリは根ごと引き抜いてビニール袋に密封した上で持ち帰り、焼却処分した。その状況は図4-2.1、写真4-2.1に示すとおりである。

貴重種保護の目的から確認位置等については
公表しないこととしております。

図 4-2.1 特定外来生物の確認結果（竜の口橋りょう左岸側）

写真 4-2.1 左岸側のアレチウリの確認及び駆除の状況



確認されたアレチウリ（平成 26 年 6 月 23 日撮影）



抜き取り作業（平成 26 年 6 月 23 日撮影）



根ごと引き抜いた様子（平成 26 年 6 月 23 日撮影）



駆除したアレチウリ（平成 26 年 6 月 23 日撮影）



抜き取った後、ビニール袋に密封（平成 26 年 6 月 23 日撮影）

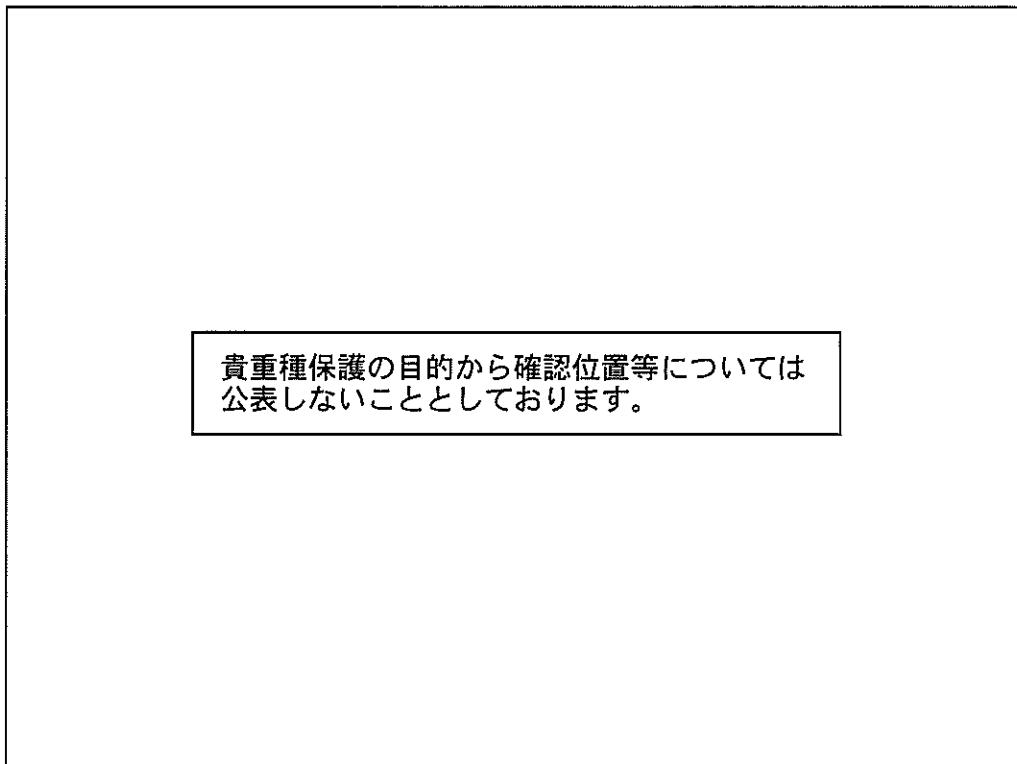
② 竜の口橋りょう右岸側

8 月 25 日の調査時に、工事用道路法面で、特定外来生物であるアレチウリ 1 株が確認された。アレチウリの種子がどのように現地に持ち込まれたのかは明らかでないが、法面工事に使用した重機への付着等が考えられる。確認されたアレチウリは根ごと引き抜いてビニール袋に密封した上で持ち帰り、焼却処分した。その状況は図 4-2. 2、写真 4-2. 2 に示すとおりである。

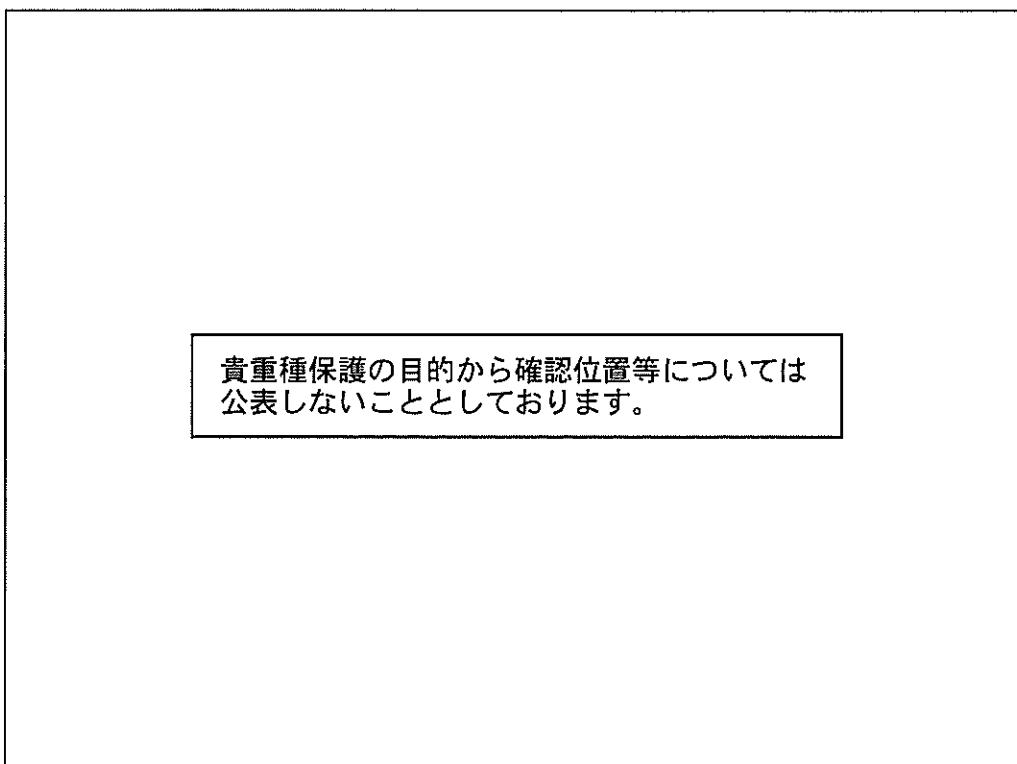
貴重種保護の目的から確認位置等については
公表しないこととしております。

図 4-2.2 特定外来生物の確認結果（竜の口橋りょう右岸側）

写真 4-2.2 右岸側のアレチウリの確認及び駆除の状況



確認されたアレチウリ（平成 26 年 8 月 25 日撮影）



抜き取り作業（平成 26 年 8 月 25 日撮影）



駆除したアレチウリ（平成 26 年 8 月 25 日撮影）



抜き取ったアレチウリの根茎（平成 26 年 8 月 25 日撮影）



抜き取った後、ビニール袋に密封（平成 26 年 8 月 25 日撮影）

貴重種保護の目的から確認位置等については
公表しないこととしております。

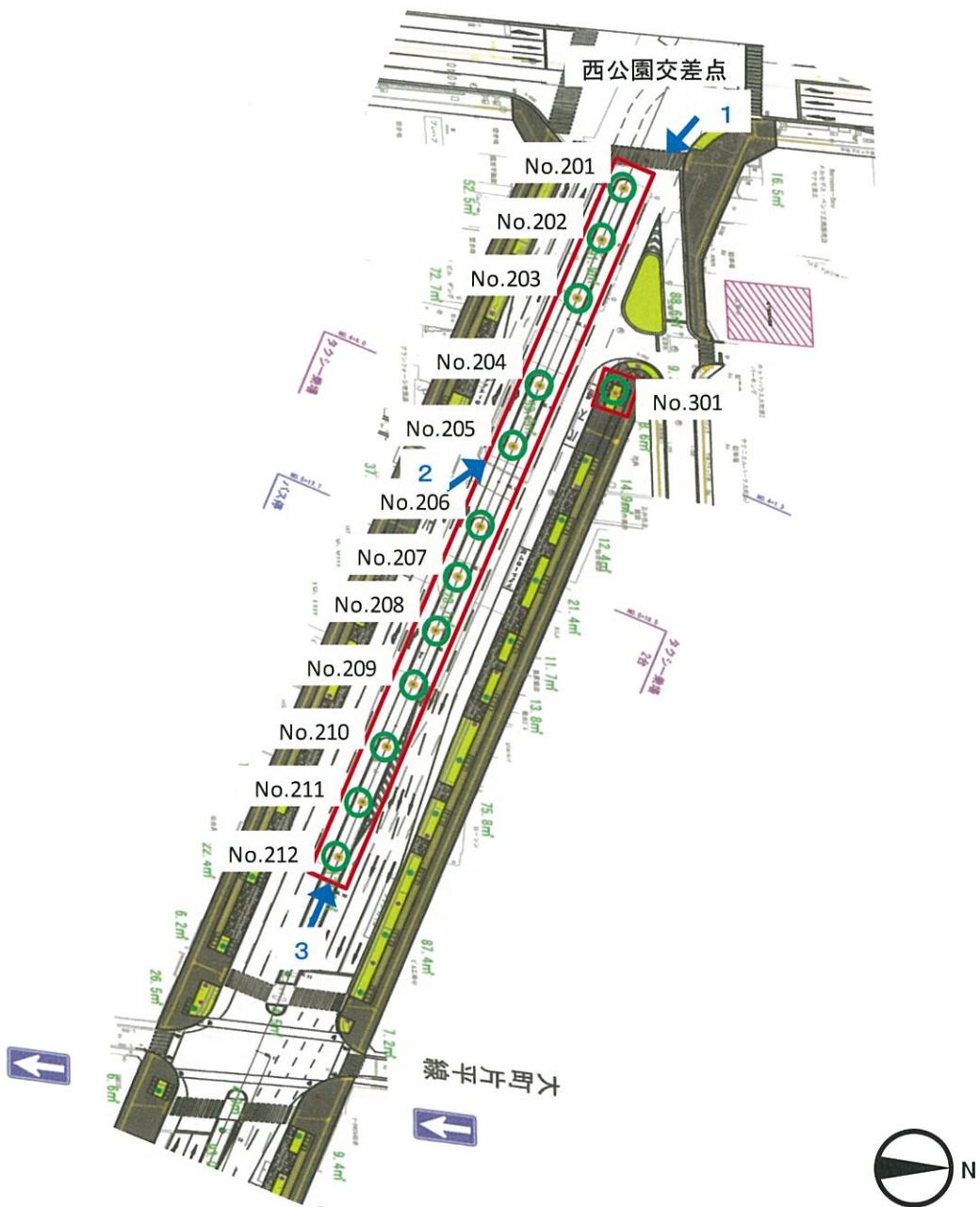
アレチウリ駆除後の状況（平成 26 年 8 月 25 日撮影）

2.2 樹林・樹木

青葉通のケヤキ（西公園工区）について、西公園工区の工事が完了したため、以下のとおり復植を行った。

復植実施日：平成 27 年 2 月 23 日～27 日

復植本数：13 本（仙台市の市有林内で生育していたケヤキ 1 本と購入木 12 本）



街路樹番号No.301は大八山からの移植木、No.201～No.212は購入木
矢印の番号は、写真4-2.3における視点の番号

図 4-2.1 復植したケヤキ位置図（西公園工区）

写真 4-2.3 復植したケヤキの状況（西公園工区）



視点番号 1 復植前（平成 27 年 1 月 30 日撮影）



視点番号 1 復植後（平成 27 年 3 月 2 日撮影）



視点番号 2 復植前（平成 27 年 1 月 30 日撮影）



視点番号 2 復植後（平成 27 年 3 月 2 日撮影）



視点番号 3 復植前（平成 27 年 1 月 30 日撮影）



視点番号 3 復植後（平成 27 年 3 月 2 日撮影）

※視点番号は、図 4-2.1 内の矢印の番号

第5章 事後調査の項目

第1節 事後調査全体計画とこれまでの実施状況

事後調査の全体計画は図5-1に示すとおりである。図5-1に示した事後調査項目のこれまでの実施状況は表5-1に示すとおりである。本報告書では、これらの事後調査項目のうち、平成26年1月～平成27年3月に調査を実施した「地下水」、「動物・生態系」、「植物」の3項目について報告する。平成25、26年度はこれらの項目について事後調査を実施し、その結果を整理するとともに、環境影響評価における予測評価結果の検証を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討した。

※「動物・生態系」については、調査対象であるオオタカ・ハヤブサの生活サイクルに応じ、調査結果を繁殖期(1～8月)を対象として解析することから、平成27年1～3月の調査結果は今回の報告に含めない。

表5-1 事後調査項目のこれまでの実施状況

調査項目	実施状況
騒音	事後調査は、新しい工程に基づき、工事実施中工事用車両の運行が最大となる時期として、平成23年度第2四半期～平成23年度第3四半期の内の1日間に調査を行った。なお、この調査時期以外にも必要に応じて環境影響の程度を把握するための騒音測定を行うこととする。
振動	(平成26年度末時点では事後調査を行っていない。) 事後調査は、供用後の通常運行する1日に行う予定である。
地下水・地盤沈下	地下水位及び地盤沈下の観測孔を以下のとおり設置し、月ごとに観測を実施した。 六丁の目：六丁の目駅直近に地下水位観測孔2箇所、地盤沈下観測孔2箇所を設置した。 一番町：一番町駅直近に地下水位観測孔4箇所を設置した。
動物・生態系	オオタカとハヤブサを対象とした行動圏調査を実施した。 オオタカの繁殖を確認した場合は営巣地の環境（植生・地形等）を調査した。 竜の口橋りょうの工事が本格化した平成21年度以降にオオタカの巣付近で工事騒音を測定した。
植物	平成21年度以降に改変範囲周辺の植物の生育状況及び移植後の活着状況のモニタリングを実施した。
樹木・樹林	平成20年度以降に移植樹木の樹勢・生育状況を確認した。移植樹木（ケヤキ・イチョウ）のうち、ケヤキについては平成22年度調査、イチョウについては平成24年度調査で活着を確認したため、事後調査を終了し、管理を仙台市建設局百年の杜推進部公園課に移管した。
景観	(平成26年度末時点では事後調査を行っていない。) 事後調査は、供用後の1年間において実施する予定である。

※1埋戻し工完了(平成26年3月)後も水位の回復が確認されなかつたため調査を継続していたが、平成26年度調査で水位の回復傾向が確認されたため、六丁の目については事後調査を終了する。

※2 調査対象であるオオタカ・ハヤブサの生活サイクルに応じ、調査結果を繁殖期(1~8月)を対象として解析することから、平成27年1~3月の調査結果は今回の報告に含めない。

※3 竜の口橋りょう左岸側及び右岸側における移植植物の活着状況調査については、平成26年度調査までに活着を確認したため、事後調査を終了する。また竜の口沢本流沿いの巡回調査についても、これまでに渓谷の崩壊・崩落、水質の汚濁、外来植物の繁茂等が確認されなかつたため、事後調査を終了する。

*4 一番町付近のケヤキについては、工事の進捗状況を踏まえて平成28年2月～平成29年3月頃までに移植する予定である。

図 5-1 事後調査全体計画とこれまでの実施状況

第2節 事後調査を実施した項目

第7回の事後調査報告以後、主に平成25、26年度に実施した事後調査項目とその選定理由は表5-2に示すとおりである。また、事後調査を実施した地域は図5-2に示すとおりである。事後調査項目ごとの調査時期、調査方法、調査結果等は第6章に示すとおりである。

表5-2 事後調査項目の選定理由

事後調査項目	選定理由
地下水	丘陵部及び段丘部では、工事による地下水の水位低下は工事完了後に回復すると予測されるものの、回復には一定期間を要するものと考えられることから、地下水位の調査を実施する。 低地部では、駅開削部において実施する底盤止水工法の効果について、環境保全措置を実施する地点の地質に対する適合性に不確実性が生じるため、地下水位の調査を実施する。
動物・生態系	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用によるオオタカ等希少猛禽類への影響は小さいと考えられるが、今後、計画路線周辺で繁殖を行う可能性があるため、予測の不確実性を伴うことから、行動圏等の事後調査を実施する。
植物	工事用道路及び工事施工ヤードの復旧において実施する表土の活用及び在来種による植栽については、移入種の進入防止の効果に不確実性が生じることから植物相及び植物群落の事後調査を実施する。

